



愛知学童保育連絡協議会

令和6年度こども家庭庁 子ども子育て支援交付金より

「運営費における常勤職員配置の改善」

(以下、「常勤職員配置の改善」として、「現行の補助基準額に加え、**常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合**」の補助基準額が創設されました。

今回の県連協ニュース号外では、新しく創設されたこちらの補助基準額の説明と、**学童保育指導員の専任・常勤・複数体制が必要であることを**、わかりやすく説明していきます。

※学童保育指導員 (以下、指導員)

1 どんな補助金？

例) 1支援の単位当たり年額
 ・36人~45人規模 ・年間260日開所
 ・長時間加算
 年間平均時間数 平日 0.5時間 1日保育 2時間

現行		常勤の	創設
	放課後児童支援員 (常勤・非常勤問わず) 2名以上配置した場合 ※		放課後児童支援員を2名以上配置した場合。
	4,868,000円	基本額	6,552,000円
	200,000円	開所日数加算★	260,000円
	210,500円	長時間開所加算 (平日) ★	335,500円
	380,000円	長時間開所加算 (1日保育) ★	604,000円
	合計 5,658,500円	合計	7,751,500円

※放課後児童支援員2名のうち1名は補助員に代えることができる。

★開所日数加算と長時間開所加算については、市町村の施策かつ各学童保育の運営規程により金額がかわります。

+2,093,000円 UP!



今回の新たな補助基準額の創設は、「放課後児童支援員」の資格を有した常勤指導員の複数体制が予算に反映されたものとなります。基本額だけではなく、開所日数加算や、長時間開所加算も合わせて配置状況に合わせてベースアップがされています。今回の運営費の増額を活用し、指導員の専任・常勤・複数体制の確立につなげていくための市町村へのはたらきかけが必要です。

2 常勤職員って？その1

「子ども・子育て支援交付金交付要綱」 での常勤職員の定義

常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。



CHECK



「放課後児童健全育成事業所」ごとに定める運営規程によって勤務時間が異なり、社会通念上の常勤職員の勤務時間である1日8時間、週40時間程度の勤務には遠く及ばない可能性があります。



放課後児童健全育成事業の常勤職員配置の改善に係るQ&Aより

Q

「開所している日及び時間」のすべてを満たしていない場合は該当しないのですか？

運営規程どおりに開所した場合の1週間の総開所時間数（40時間を超える場合は上限40時間とする）の **8割以上** を育成支援の業務に従事する職員も対象とします。

Q

「開所している日及び時間」にすべてにおいて常勤職員が2名以上配置されていないといけませんか？

1支援の単位に、**常勤職員を2名以上雇用**し、配置できる体制を確保している場合に適用します。

Q

年度途中で常勤職員2名以上の配置を満たせなかった場合はどうなりますか？

常勤職員の退職などにより、雇用体制が維持できない月があった場合は**適用不可**です。新たに常勤職員を雇用する等をし、常勤職員2名以上の雇用体制を維持できたら適用可能です。

Q

常勤職員かどうかをどのように確認しますか？

自治体が必要に応じて、**就業規則**や**雇用契約書**、**勤怠管理**などの労務に関する書類等により確認することが想定されています。

Q

「みなし支援員」でも、常勤職員の要件を満たせば、適用になりますか？

「**職員の研修計画**」を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することになってから2年以内に研修修了することを予定している者」も対象。

Q

複数の支援の単位を運営している事業所で、支援の単位ごとに配置する支援員を固定しなければ、適用出来ませんか？

例) 平日5時間開所・週5日開所・2つの支援の単位の事業所の場合
 $5 \times 5 \times 0.8 = 20$ 20時間以上勤務の職員が常勤職員
上記を満たす職員が4名以上、シフトにより両方の支援の単位に従事する場合は、2つの支援の単位が適用となる。

2 常勤職員って？ その2

2015年度より「放課後児童支援員等処遇改善等事業」が実施されていますが、この補助メニューは2種類にわかれており、

① 常勤職員又は非常勤職員配置の場合

家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当する者を配置した場合、常勤職員又は非常勤職員の処遇改善経費を上乗せするために必要な額を助成。

1,678,000円限度／年額

② 常勤職員を配置の場合

家庭及び学校等との連絡又は情報交換等業務を主に担当し、さらに地域組織や関係機関等との連携等業務を行う常勤職員を配置した場合、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用の一部を助成。

3,158,000円限度／年額

CHECK

放課後児童支援員等処遇改善等事業に従事する職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する以下の**育成支援に関する主たる担当として従事すること**と示されています。

① 子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。

③ 市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。

⑤ 児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。

⑦ 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げること。

⑨ 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。

② 子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。

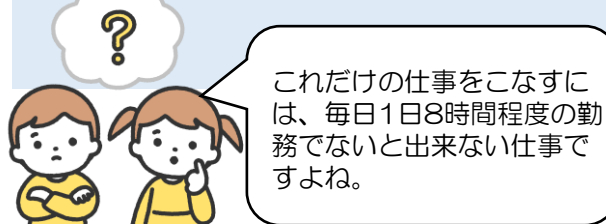
④ 子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知すること。

⑥ 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。

⑧ 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。

⑩ 子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等を関係機関と検討・協議して適切に対応すること。

⑪ 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。



2 常勤職員って？ その3

6月24日こども家庭庁との懇談にて以下のことが確認されました。

CHECK

【こども家庭庁Q&Aより】

基本的には「開所している日及び時間」のすべてにおいて育成支援の業務に従事する職員を対象とするが、運営規程どおりに開所した場合の1週間の総開所時間数(40時間を超える場合は40時間を上限とする)の8割以上を育成支援の業務に従事する職員も対象に含めるものとする。この場合の総開所時間数は小学校の長期休業期間を除いた平均的な1週間から算出すること。なお、運営規程において、週により「開所している日及び時間」が異なる旨を規定している場合は、平均の日数や時間数等から適切に算出することとありますが、

『開所時間の8割以上の労働時間』=『勤務時間』にならない場合があることがわかりました！

例1 開所時間：35時間（平日12:00～19:00）+11時間（土曜8:00～19:00）=46時間
→ 最大40時間 × 0.8 = 32時間

勤務例1：常勤対象

◇勤務時間：月曜日～金曜日(10:00～19:00)8時間×5日 = 40時間
◆常勤対象勤務時間：月曜日～金曜日(12:00～19:00)7時間×5日 = 35時間
{開所時間 32時間} < {常勤対象勤務時間 35時間}

勤務例2：常勤対象

◇勤務時間：32時間+8時間=40時間
月曜日～木曜日(10:00～19:00)8時間×4日=32時間 / 土曜日(10:00～19:00)8時間
◆常勤対象勤務時間：28時間+8時間=36時間
月曜日～木曜日(12:00～19:00)7時間×4日=28時間 / 土曜日(10:00～19:00)8時間
{開所時間 32時間} < {常勤対象勤務時間 36時間}

例2 開所時間：30時間（平日13:00～19:00）+11時間（土曜：8:00～19:00）=41時間
→ 最大40時間×0.8=32時間 → 最大40時間×0.8=32時間

勤務例1：常勤対象外

◇勤務時間：月曜日～金曜日(10:00～19:00)8時間×5日 = 40時間
◆常勤対象勤務時間：月曜日～金曜日(13:00～19:00)6時間×5日 = 30時間
{開所時間 8割 32時間} > {常勤対象勤務時間 30時間}

勤務例2：常勤対象

◇勤務時間：32時間+8時間=40時間
月曜日～木曜日(10:00～19:00)8時間×4日=32時間 / 土曜日(10:00～19:00)8時間
◆常勤対象勤務時間：24時間+8時間=32時間
月曜日～木曜日(13:00～19:00)6時間×4日=24時間 / 土曜日(10:00～19:00)8時間
{開所時間32時間} = {常勤対象勤務時間32時間}

例3 開所時間：25時間（平日14:00～19:00）+11時間（土曜8:00～19:00）=36時間 × 0.8 = 28.8時間

勤務例1：常勤対象外

◇勤務時間：月曜日～金曜日(10:00～19:00)8時間×5日 = 40時間
◆常勤対象勤務時間：月曜日～金曜日(14:00～19:00)5時間×5日 = 25時間
{開所時間28.8時間} > {常勤対象勤務時間25時間}

勤務例2：常勤対象外

◇勤務時間：32時間+8時間=40時間
月曜日～木曜日(10:00～19:00)8時間×4日=32時間 / 土曜日(10:00～19:00)8時間
◆常勤対象勤務時間：20時間+8時間=28時間
月曜日～木曜日(14:00～19:00)5時間×4日=20時間 / 土曜日(10:00～19:00)8時間
{開所時間28.8時間} > {常勤対象勤務時間28時間}

例4 開所時間：20時間（平日14:00～18:00）+10時間（土曜8:00～18:00）=30時間 × 0.8 = 24時間

勤務例1：常勤対象外

◇勤務時間：月曜日～金曜日(14:00～18:00)4時間×5日 = 20時間
◆常勤対象勤務時間：月曜日～金曜日(14:00～18:00)4時間×5日 = 20時間
{開所時間24時間} > {常勤対象勤務時間20時間}

勤務例2：常勤対象

◇勤務時間：16時間+8時間=24時間
月曜日～木曜日(14:00～18:00)4時間×4日=16時間 / 土曜日(9:00～18:00)8時間
◆常勤対象勤務時間：16時間+8時間=24時間
月曜日～木曜日(14:00～18:00)4時間×4日=16時間 / 土曜日(9:00～18:00)8時間
{開所時間24時間} = {常勤対象勤務時間24時間}

例5 開所時間：32.5時間（平日13:00～19:30）+11.5時間（土曜8:00～19:30）=44時間
→ 最大40時間 × 0.8 = 32時間

勤務例1：常勤対象

◇勤務時間：月曜日～金曜日(10:30～19:30)8時間×5日 = 40時間
◆常勤対象勤務時間：月曜日～金曜日(13:00～19:30)6.5時間×5日 = 32.5時間
{開所時間32時間} < {常勤対象勤務時間32.5時間}

勤務例2：常勤対象

◇勤務時間：32時間+8時間=40時間
月曜日～木曜日(10:30～19:30)8時間×4日=32時間 / 土曜日(10:30～19:30)8時間
◆常勤対象勤務時間：26時間+8時間=34時間
月曜日～木曜日(13:00～19:30)6.5時間×4日=26時間 / 土曜日(10:30～19:30)8時間
開所時間32時間 < 常勤対象勤務時間34時間

3 学童保育指導員の仕事

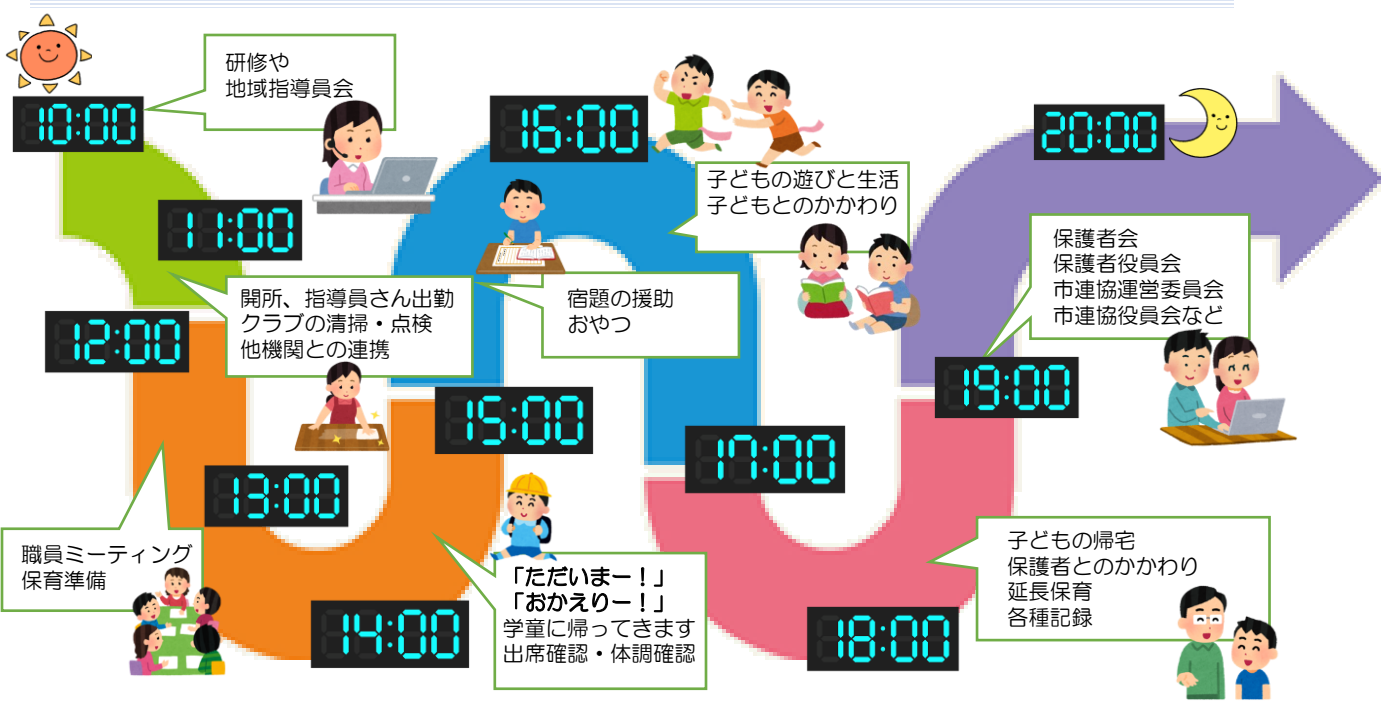
※学童保育指導員（以下、指導員）

『改訂テキスト学童保育指導員の仕事』より
(編集・発行 全国学童保育連絡協議会)

指導員の仕事

- ① 子どもが安全に安心して過ごせる生活を守る
- ② 放課後や学校休業日を過ごすために必要とされる基本的な生活内容をつくる（休息やおやつを提供など）
- ③ 子どもが遊ぶための環境の整備と、援助を行う。
- ④ 子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な働きかけを行う。
- ⑤ 保育内容を記録する。
- ⑥ 保育内容に関する情報の共有のための会議や打ち合わせを行う。
- ⑦ 連絡帳などを通じて子どもの保護者に伝える。

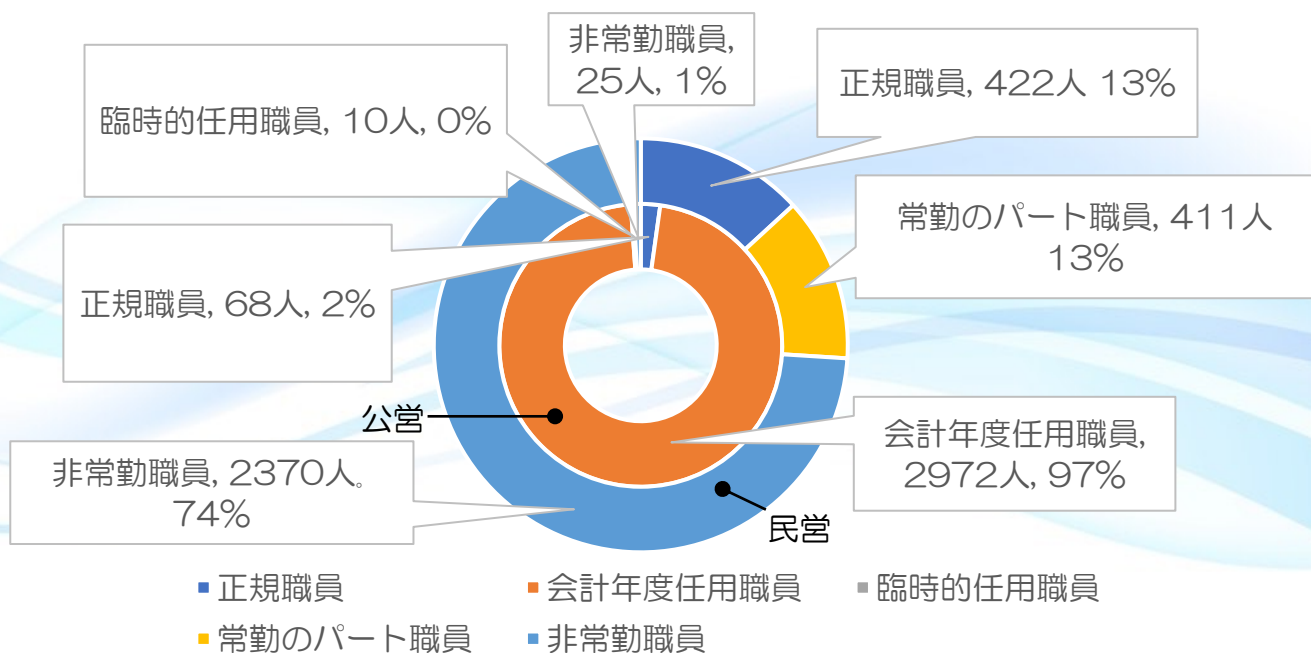
学童保育の1日の流れ・指導員のお仕事（例）



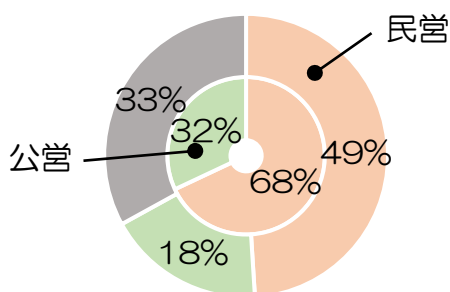
POINT

学童保育で子ども一人ひとりが安心感をもち、生活できるようにするためには、指導員との信頼関係が不可欠です。毎日、同じ指導員が配置される体制でなければ、この信頼関係を築くことは困難です。また、子どもたちと共に生活することで、一人ひとりの理解が深まり、日々の指導員との関わりの中で、「受け止めてもらっている」という実感をもち、安心して毎日の生活を送ることが出来ます。指導員の仕事は、子どもたちへの直接的な関わりだけではなく、子どもたちを受け入れるための準備・保育記録の作成や打ち合わせによる振り返り・研修も重要です。こうした多岐にわたる業務を行うには、短時間の勤務だけではなく、1日のフルタイムの勤務が必要です。

学童保育指導員の雇用形態

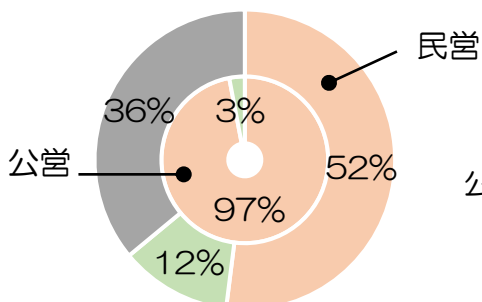


週の勤務時間



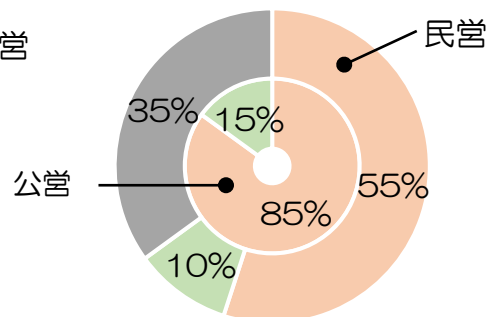
- 週20時間未満
- 週20時間以上
- 把握していない

雇用期間の定め



- 有期雇用
- 期限の定めのない雇用
- 把握していない

給与の計算方法



- 時給・日給
- 月給
- 把握していない

CHECK

公営・民営共に、正規職員が圧倒的に少ないことがわかります。勤務時間も週20時間未満で働く人が週20時間以上の倍となっており、期間の定めのない雇用が低率となっています。給与についても、月給者が少なく、把握していない職員を除いて、年収150万円未満は公営が70.6%、民営は77.1%を占め、指導員の雇用形態・待遇による年収の低さが明確です。



学童保育を必要とする子どもに、豊かな「生活の場」を保障するために、学童保育指導員の常勤配置・複数体制の確立を目指しましょう。

※学童保育指導員（以下、指導員）

学童保育では、一人ひとりの子どもたちが主体的に、遊びを主として、生活の中で仲間とともに思い思いに過ごしています。また、同じ場所で過ごしていても、各自が別の遊びや活動をしたり、おやつ準備と遊び、宿題など同時並行で行われることもあります。学童保育指導員は、分担して連携しながら子どもたちに関わることが重要です。また近年、配慮を必要とする子どもが増加傾向にもあり、様々な課題をもつ子どもに対する理解を深め、家庭への連携の対応も不可欠です。

指導員が子どもたちにとって、よりよい放課後の生活の場を保障するためにも、子どもがいない時間から複数体制で配置されることが必要です。また、常勤複数体制は、安定的な保育体制にもつながります。指導員が、高い専門性をもち、質の高い保育を実現していくために、そして継続的に働ける環境作りとして、指導員の常勤配置・複数体制の確立が求められます。

指導員の常勤雇用・複数体制を整えるためには、その必要性の理解が必要であることはもちろん、そのための財源確保が重要です。

私たちの取り組み



学童保育を必要とする子どもに安心して安全に過ごせる継続的な「生活の場」を保障するためには、専任・常勤・複数配置が必要であること、「放課後児童クラブ運営指針」で示された指導員の仕事内容に則するためには、**1日8時間、週40時間程度の勤務が必要**であることを、保護者・指導員・放課後児童健全育成事業者・行政・議会に理解を求めるとともに、広く世論にアピールしましょう。

指導員不足の根本的解決をおこなう1つの手段として、国の補助金を活用した指導員の処遇改善を実施することを、行政・議会及び放課後児童健全育成事業者に働きかけましょう。特に今回の補助金を活用し、1日8時間、週40時間程度の勤務をする専任の常勤職員を**1支援の単位毎に2人以上雇用すること**を働きかけましょう。

全国連協とともに
こちらの取り組みを
アピールしています！



全国連協

全国連協からの運営費における常勤職員配置の改善アピールチラシは右図をクリックもしくは、二次元コードを読み取りご覧ください。

ご不明な点・お問い合わせは下記までご連絡ください。

愛知学童保育連絡協議会

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7-308

TEL 052-872-1972

Email aichigakudou@gakudou.biz



各種SNSで情報発信をしています。いいね・フォローをお願いします。